公益財団法人岐阜県市町村振興協会市町村交付金交付規程

平成２４年４月１日
規 程 第 １ ０ 号

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、定款第４条第１項第２号の規定に基づき岐阜県内の市町村（以下「市町村」という。）に交付する市町村交付金（以下「交付金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（交付金の財源）

第２条　交付金は、新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）の収益金をもって岐阜県がこの法人に交付する交付金（以下「岐阜県交付金」という。）を財源とする。

（配分基準）

第３条　交付金の配分基準は、各市町村に均等に配分する均等割（以下「均等割」という。）を４０パーセントとし、各市町村の人口数に応じて配分する人口割（以下「人口割」という。）を６０パーセントとする。

２　前項に定める均等割の市町村数及び人口割の人口数は、次の各号に定めるところによる。

（１）均等割の市町村数　交付時の実市町村数

（２）人口割の人口数　直近の国勢調査による各市町村の人口数

（対象事業）

第４条　交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第３２条に定める事業で、市町村が必要とするものとする。

（交付金の単位）

第５条　第３条により算出した交付金の均等割額及び人口割額の市町村ごとの合計額は、円単位とする。

（預金利息等の取扱）

第６条　岐阜県交付金の預金から生じる利息等は、当該年度の岐阜県交付金と合わせて交付する。

（交付手続）

第７条　理事長は、交付金の額を決定したときは、市町村交付金交付決定通知書（別記様式第１号）により市町村長に通知するものとする。

２　前項の交付決定通知を受けた市町村長は、市町村交付金支払申請書（別記様式第２号）に事業計画書（別記様式第３号）を添えて、交付金の支払いを申請するものとする。

３　理事長は、申請された事業の内容が、第４条に規定する対象事業に該当するか確認しな

ければならない。

（交付金の交付時期）

第８条　理事長は、市町村交付金を当該年度の３月３１日までに市町村に交付するものとする。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

（特例措置）

２　第２条の規定によるほか、平成２４年度においては、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）収益金として当該年度にこの法人に交付される交付金額から全国協会納付金額及びこの法人の事業に充てる額を控除した額の相当額を市町村に交付する。この場合の市町村への配分基準は、第３条に規定する配分基準を適用する。

３　第２条の規定によるほか、平成２５年度及び平成２６年度においては、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）収益金として当該年度にこの法人に交付される交付金額から全国協会納付金額及びこの法人の事業に充てる額を控除した額の相当額を市町村に交付する。この場合の市町村への配分基準は、第３条に規定する配分基準を適用する。

４　第２条の規定によるほか、平成２７年度から平成２９年度までの間において、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）収益金として当該年度にこの法人に交付される交付金（以下「サマージャンボ交付金」という。）の額から全国協会納付金の額及びこの法人の事業に充てる額（サマージャンボ交付金の額に１０分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額））を控除した額を交付金の財源とする。

５　第２条の規定によるほか、平成３０年度から平成３２年度までの間において、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）収益金として当該年度にこの法人に交付される交付金（以下「サマージャンボ交付金」という。）の額から全国協会納付金の額及びこの法人の事業に充てる額（サマージャンボ交付金の額に１０分の２を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額））を控除した額を交付金の財源とする。

６　第２条の規定によるほか、令和３年度から令和５年度までの間において、市町村振興宝くじ（サマージャンボ）収益金として当該年度にこの法人に交付される交付金（以下「サマージャンボ交付金」という。）の額から全国協会納付金の額及びこの法人の事業に充てる額（サマージャンボ交付金の額に１０分の４を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額））を控除した額を交付金の財源とする。

附　則(平成２４年度第６回臨時理事会決議)
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則(平成２６年度第４回臨時理事会決議)
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月１６日決裁）
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則(平成２９年度第２回通常理事会決議)
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則(令和２年度第３回通常理事会決議)
この規程は、令和３年４月１日から施行する。